

広川町障害者活躍推進計画

令和4年3月作成

機 関 名:広川町教育委員会

任 命 権 者:教育長

計 画 期 間:令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年間)

1. 町長部局における障害者雇用に関する課題

令和3年度の障害者任免状況通報の際、任命権者ごとに非常勤を含めた実雇用率を算出したところ、教育長部局において、法定雇用率を下回ることが判明しました。このため、計画期間の終期までに法定雇用率の達成を目指すとともに、障害者である職員の活躍のため、更なる体制整備や各種取組が必要となる。

2. 目標

(1)採用に関する目標

【実雇用率】各年度6月1日時点の法定雇用率を上回ること。

(参考)令和3年6月1日時点の実雇用率:2.06%(法定雇用率:2.5%)

(評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理

(2)定着に関する目標

不本意な離職者を極力生じさせない。

(評価方法)今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定

(3)ワーク・エンゲージメントに関する目標

前年度の基準を上回る。

(評価方法)在籍している障害者に対し、アンケート調査を実施し、把握・進捗管理

3. 取組内容

(1)障害者の活躍を推進する体制整備

- ・ 障害者雇用促進者として、総務課長を選任する。
- ・ 障害者職業生活相談員を選任義務の有無に関わらず選任する。その相談員が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
- ・ 障害者である職員の相談窓口を総務課とし、対象の職員に周知する。

(2)障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- ・ 人事評価面談等を活かし、障害者と業務の適正なマッチングができているかの点

検を行い、必要に応じて検討するよう努める。

- ・ 身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、和歌山労働局等に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定・創出をするよう努める。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- ・ 相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握し、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じるよう努める。なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
- ・ 時間単位の年次有給休暇や、病気休暇等の各種休暇の利用を促進する。

(4) その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。